

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2 - 315
処分の種類	採石廃止者への災害防止措置命令			
根拠法令条例等・条項	採石法第33条の17			
処分の概要	岩石採取場廃止後における採石者への災害防止措置命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)            [参考]採石法第33条の17            第三十三条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、当該廃止した者に対し、当該廃止の日から二年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行なつたことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			